

事務事業マネジメントシート(令和 6年度実績と令和 7年度計画)

令和 7年 5月 1日更新

事務事業名		後期高齢者医療負担金・繰出金事務			<input type="checkbox"/> 安全・安心に暮らせるまちづくりの推進 <input type="checkbox"/> 「こどもまんなか社会」の構築 <input type="checkbox"/> 産業の共生による市経済の持続的発展			
総合計画体系	政策	2	福祉の健幸		所属部	健康福祉部	課長名	中嶋 繁之
	施策	6	健康づくりの推進		所属課	健康ほけん課	担当者名	射場 絵史
	業務分野	24	保険医療制度の健全な運営		所属班	保険年金班	(内線)	1196
予算科目		会計	款	項	目	事業連番	法令根拠	高年齢者の医療の確保に関する法律 熊本県後期高齢者医療広域連合規約
		一般	3	1	13	11250		
終了、開始年度		<input type="checkbox"/> 6年度で終了 <input type="checkbox"/> 6年度から開始			事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度のみ <input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返 (開始年度 18 年度) <input type="checkbox"/> 期間限定複数年度 ( ~ 年度)		

★事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述)

【事業の内容】 (開始した背景・きっかけ・今後の状況変化・関係者からの意見や要望を含む)	○平成20年4月「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、75歳以上の高齢者等を対象とした後期高齢者医療制度が開始され、運営主体(保険者)として県下全市町村が加入する熊本県後期高齢者医療広域連合が設立された。また、市には後期高齢者医療特別会計が設けられた。(法律第47条~49条) ○市は一般会計において、広域連合に対し、療養給付費負担対象額の12分の1を負担しなければならない。(法律第98条、規約第17条) ○市は、低所得者等の保険料軽減額により算定した保険基盤安定負担額分を後期特別会計に繰り出さなければならない。(法律第99条)
【業務の流れ】	【後期高齢者医療広域連合負担金】(1)療養給付費負担金(12回/年)の支払い、(2)事務費負担金(4回/年)の支払い 【保険基盤安定負担金】保険基盤安定負担分の繰出金の支出(1回/年)※繰出金の3/4は県負担分として歳入で受入れ、市負担分(1/4)を合わせて特別会計に繰り出す。
【主な予算費目】	負担金補助及び交付金、繰出金

(1)事務事業の振り返り・計画

①6年度事務事業の成果・実績

広域連合への療養給付費と事務費負担金の納付、後期特別会計への繰出金の支出を行った

②7年度計画(次年度に計画している主要内容)

前年度と同じ

③予算の主な増減の理由

療養給付費の増加に伴う広域連合負担金の増

成果指標

ア 1人当たり療養給付費負担額

(単位)

円

データ取得方法

(2)成果指標・総事業費の推移

成果指標	単位	4年度	5年度	6年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
		実績(決算)	実績(決算)	目標(当初予算)	実績(決算)	目標(当初予算)	予定	見込	見込
ア	円	68,213	77,757	81,960	0	79,919	77,978	76,128	0
事業費	国庫支出金	千円							
	都道府県支出金	千円	113,659	119,931	137,374	133,194	151,542	159,120	167,076
	地方債	千円							
	その他	千円							
	繰入金	千円							
	一般財源	千円	647,464	686,121	711,207	710,312	752,537	789,137	827,332
(A) 事業費計	千円	761,123	806,052	848,581	843,506	904,079	948,257	994,408	1,042,842

(3)評価の総括(成果向上の余地・事業費削減の余地)

保険料軽減拡大が継続されるため、軽減分を補填する保険基盤安定負担金(県3/4、市1/4)は今後も必要である。一人当たり医療費も年々増加している。

(4)今後の事業の方向性

廃止  縮小  事業のやり方改善  現状維持(従来通りで特に改革改善をしない)